

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第39号

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(会計帳簿等の整理保管)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(収支報告書等の閲覧)</u></p> <p>第7条 <u>条例第8条第2項及び第3項の規定による収支報告書等の写しの閲覧（以下「<u>閲覧</u>」という。）は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（同日が総社市の休日を定める条例（平成17年総社市条例第2号）に規定する休日（以下「<u>市の休日</u>」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日とする。）から行うことができる。</u></p> <p>2 <u>閲覧は、議長が指定する場所において、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、市の休日を除く。）に行うものとする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>閲覧する者は、これを改変し、汚損し、若しくは破損し、又は前項の場所以外に持ち出してはならない。</u></p> <p>4 <u>議長は、前項の規定に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は職員の指示に従わないときは、収支報告書等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(会計帳簿等の整理保管)</p> <p>第6条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。